

令和5年度 第8回練馬区介護保険運営協議会 会議要録	
日 時	令和5年5月24日(水) 午後5時30分～7時00分
場 所	練馬区役所本庁舎5階 庁議室
出席者	(委員23名) 市川会長、内藤会長代理、岩月委員、江幡委員、腰高委員、嶋村委員、関委員、高橋委員、竹中委員、横山委員、寺嶋委員、大羽委員、関口委員、岩瀬委員、松田委員、福島委員、高原委員、加藤(雄)委員、長谷川委員、永沼委員、齋藤委員、加藤(均)委員、青木委員 (区幹事6名) 高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、地域医療課長、住宅課長
傍聴者	2名
議 題	(1) 第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について ① 施策案 介護保険施設等の整備と住まいの確保 ② 施策案 介護の現場を支える総合的な人材対策の推進
資 料	1 次 第 2 委員名簿および座席表 3 資料1 介護保険施設等の整備と住まいの確保 検討資料 4 資料2 介護の現場を支える総合的な人材対策の推進 検討資料 [参 考] 1 介護保険状況報告

1 開会

【会長】

ただ今より、第8回練馬区介護保険運営協議会を開催します。委員の出席状況、傍聴者の状況の報告および配付資料の確認を事務局からお願いします。

【事務局】

<出席状況、傍聴者の状況の報告、配布資料の確認>

2 議題

【会長】

それでは、次第に従いまして、議題に入ります。

委員の方には率直なご意見を出していただき、行政はしっかりと意見を受け止め、質問があれば丁寧に回答していただく。そういう進め方をすることが、より良い計画策定に繋がると思いますので、本日もご協力の程よろしくお願ひいたします。

案件(1)「第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の検討について」、①「施策案

介護保険施設等の整備と住まいの確保」について、高齢社会対策課長より説明をお願いします。

【高齢社会対策課長】

<資料1 「介護保険施設等の整備と住まいの確保 検討資料」の説明>

【会長】

委員に伺います。1ページで、特別養護老人ホームの施設数は都内最多で待機者数も減少しているとの報告がありましたが、練馬区社会福祉事業団が運営する特別養護老人ホームの待機者状況は改善されておりますでしょうか。また、現在の入所率など、運営状況についてお答えできることがあればお願いします。

【委員】

練馬区社会福祉事業団が運営する5つの特別養護老人ホームについて、入所率は令和5年3月末時点で100%近くとなっています。一方、入所待機者は1施設あたり200名程度となっており、2年前と比較すると20%から30%程度減少しています。入所までの待機期間は2か月から6か月程度ですが、在宅生活を続けたい等の理由で入所を辞退する方も多くいます。待機者が少なくなっている中、施設間で入所者の取り合いの状況となっています。

【会長】

練馬区は特別養護老人ホームの整備を進めてきましたが、練馬区全体として充足されてきたと感じますでしょうか。また、施設の老朽化が進んでいることについて、改修・改築の支援に向けた検討を進めるべきとの提案がなされていますが、ご意見があればお願いします。

【委員】

特別養護老人ホームは原則、要介護3以上の方が入所できます。特別養護老人ホームの定員に有料老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等の定員を加えた数は、要介護3以上の要介護認定者数を上回っていることを踏まえると、特別養護老人ホームの施設整備は完了と考えて良いと思います。今後は、施設の老朽化対応に重点をおいて検討すべき時期に来ていると考えます。

【会長】

続いて、介護老人保健施設の入所状況など、現在の運営状況について補足をお願いしたいと思います。本日、委員がご欠席ですので、介護保険課長からお願いします。

【介護保険課長】

先日、区内の介護老人保健施設の連絡会に参加させていただきましたので、そこでの議論をご報告いたします。

入所率は、いずれの施設も概ね90%程度とのことでした。また、運営上の課題として、施設類型によっては長期入所も可能となっているものの、必ず3か月で退所しなければならないと誤認されていることが挙げられていました。

区としては、区ホームページに掲載している施設紹介を充実させるとともに、各関係機関に介護老

人保健施設の利用方法について周知を図っていきたいと考えています。

【会長】

地域包括支援センターで高齢者から施設入所などに関する相談を受けることも多いかと思いますが、今回提案された施設整備全体の方向性は、現場感覚と合っていますでしょうか。また、特に都市型軽費老人ホームの必要性は感じますでしょうか。

【委員】

特別養護老人ホームの待機期間は、数年前と比較すると短くなったと感じています。介護老人保健施設では、特別養護老人ホームへの入所まで受け入れを行う施設が増えており、介護老人保健施設で待機する方が増えた印象があります。

都市型軽費老人ホームは、地域包括支援センターが入居の窓口になっています。利用料が低額に抑えられ入居しやすいこともあり、月に数件程度相談を受けています。需要は高いと感じています。練馬区内でも都市型軽費老人ホームが少ない地域があるため、地域バランスを考慮して整備を進めていただきたいと思います。

【会長】

都市型軽費老人ホームについて、事務局から説明していただけますか。

【高齢社会対策課長】

都市型軽費老人ホームは身体機能の低下などで、自立した生活に不安がある高齢者向け施設です。所得の低い方でも安心して生活できるよう、利用料も低く抑えてあり、低所得者を中心に入居されています。定員は20名以下となっています。全室個室で、食事を提供するほか、共同浴室・トイレなどがあり、安否確認や見守りを行う職員が常駐しています。

圏域別の整備状況は、練馬圏域が2か所、光が丘圏域が6か所、石神井圏域が5か所、大泉圏域が4か所となっています。本年5月に1か所、事業者募集を開始しましたが、練馬圏域における整備が望ましいということを公募要項に記載しているところです。

【会長】

ご質問、ご意見はありますか。

【委員】

練馬区高齢者基礎調査によると、介護が必要になった場合に希望する暮らし方として、要介護認定者の約18%の方が「介護保険サービスのある施設・住宅に入りたい」と回答しています。令和5年4月末時点の要介護認定者数は26,728人であり、その18%は4,811人に当たります。第8期計画の特別養護老人ホームの整備目標は2,878人分、現在の有料老人ホームの整備数は5,597人分であり、すでに需要を大きく上回った施設数が整備されていると読み取れます。

要介護認定者の半数以上が、「自宅で暮らしたい」と回答しており、その方々に対する施策を充実させていくべきと考えます。

【会長】

他にご意見はありますか。

【委員】

3点確認させてください。

1点目、各施設何人分整備したとありますが、「整備」の言葉の定義を教えてください。

2点目、有料老人ホームについて、「引き続き積極的な整備誘導は行わない」とありますが、積極的な整備誘導を行ったことがあるのでしょうか。また、区の意見により整備を取りやめた事業者はあるのでしょうか。

3点目、特別養護老人ホームの入所待機者数は、延べ人数、実人数のどちらか教えてください。

【高齢社会対策課長】

1点目の「整備」の定義ですが、すでに運用を開始している施設を「整備」と表現しています。

2点目の有料老人ホームについては、区市町村の意見に関わらず、都が認めれば整備されることとなります。区としては、新たな整備は不要と考えているため、「積極的な整備誘導は行わない」としています。なお、区の意見により整備を取りやめた事業者は今までにありません。

3点目の特別養護老人ホームの入所待機者数は、複数の施設に申し込まれている方を名寄せした実人数です。

【会長】

他にご意見はありますか。

【委員】

在宅のご高齢の方のケアマネジメントをしている中で、なかなかご高齢の方お一人では、賃貸契約ができないという現状があります。都市型軽費老人ホームについては整備を進めていただきたいと思っています。住まい確保支援事業について、成約件数を教えてください。

【住宅課長】

令和3年度は、187件の申込に対し292件の情報提供を行い、成約に至ったのが28件でした。なお、申込者の中には、困窮されていて早急に対応しなければならない方もいれば、より条件の良い住居探しのツールの一つとして利用されている方もいます。成約件数に現れてない転居者も全体の4割程度いることも把握しているところです。

お一人で物件を探すことが難しい方や高齢者であることにより入居を拒まれるケースが多いことから、令和3年度より、物件の下見や契約に同行する伴走型支援を開始しました。今後も不動産団体等にご協力いただき、取組を強化していくことで住宅確保を進めていきたいと考えています。

【会長】

それでは、案件(1)②「施策案 介護の現場を支える総合的な人材対策の推進」について、高齢社会対策課長より説明をお願いします。

【高齢社会対策課長】

<資料2 「介護の現場を支える総合的な人材対策の推進 検討資料」の説明>

【会長】

5 ページで、約 5 割の事業所がケアマネジャーの不足を感じているとの報告がありました。対策としてケアマネジャーの資格取得費用助成の検討などが提案されていますが、ケアマネジャーを増やすために、他に考えられる取組など、お答えできることがあればお願いします。

【委員】

介護保険制度創設から 23 年が経過しました。今後 5 年から 10 年の間に、制度創設時のケアマネジャーの多くが定年を迎える中、新たにケアマネジャーを目指す方が減ってきており、ケアマネジャー不足からケアプランの作成をお願いしたくてもできない「ケアマネ難民」が出てくるのが全国的にも言われており、練馬区においても同じ状況になり得ると感じています。

区内のケアマネジャーの団体では、ケアマネジャーの魅力を発信する取組を開始し、試行錯誤しているところです。また、主任ケアマネジャーが地域の初任のケアマネジャーを育成する循環型の人材育成にも取り組んでいます。

区に求める支援としては、書類の削減などの事務作業の軽減や他自治体の処遇改善の事例検討など、様々な面で一緒に考えていただきたいと思います。特に、要介護認定は、新規申請だけでなく更新申請も期日までに認定結果を通知できていない状況にあり、その結果、利用しているサービスが自費になってしまうようなケースも出ています。また、ケアマネジメントプロセスも二重に行わなければならない現状もあります。認定までの期間の短縮に取り組んでいただきたいと思います。その他にも現場ではケアマネジメントを円滑に進めるための支援を多く求めています。人材確保のため、資格取得費用助成はありがたいと思います。

【委員】

以前ケアマネジャーから、仕事内容が精神的にかなり辛いという話を聞きました。区として、ケアマネジャーの精神面のサポートができると良いと考えます。ケアマネジャーの本来の業務とは何かを見つめ直していただくとともに、ケアマネジャーの魅力を発信、賃金や職場環境の改善などを考えていただきたいと思います。

【委員】

何をするにもすべて、原点は人材の確保だと思います。実質所得が減っている時代で、何か資格を取ろうとしても、費用が賄えない方もいらっしゃると思います。意欲のある人が挑戦できるよう、資格取得についての助成制度を拡充していただきたいと思います。

【会長】

他にご意見はありますか。

【委員】

第6回介護保険運営協議会の際、働く意欲のある高齢者が人材不足の介護現場で受け入れられるよう、国が対応策を検討していると伺いました。練馬区でも同様の対応策を検討しているのでしょうか。また、介護従事者養成研修の研修修了者の中に、高齢者はいらっしゃるのでしょうか。

【会長代理】

国では、介護保険事業計画の基本指針（案）において、専門職をできる限り有効活用するという観点から、介護職員が行うべき業務の切り分けを積極的に進め、業務の明確化と役割分担を図り、元気高齢者などの介護助手の確保・活用について取り組んでいく必要があるとしています。

介護従事者養成研修は、他の自治体では、就業に結び付いていないことが課題となっている中、練馬区の修了者の就業率は高く、大きな特徴となっています。その強みを活かしていてもらいたいと思います。

【高齢社会対策課長】

介護従事者養成研修は、介護の業務に携わる上での不安を払拭することで、多様な人材を確保し、介護人材のすそ野を広げることを目的としています。高齢者の方はもちろん、子育てが一段落した方など幅広い層に受講いただいています。

【委員】

介護従事者養成研修を修了すると、要支援相当の方の掃除や洗濯、買い物代行等の生活援助サービスを提供できる練馬区独自の資格を取得することができます。これまでに1,065名が修了し、334名が就業していますが、就業率は他区と比較するとかなり高いと思います。研修修了者の中には区の資格取得助成を活用してキャリアアップを目指す方も多くいます。

一方で、生活援助の仕事が少なく、十分に仕事を研修修了者に回せていない現状があります。働く意欲のある方が働く機会を失っている状況です。サービス利用希望者の窓口である地域包括支援センターと調整し、生活援助サービス利用者に研修修了者の受入事業所を紹介する仕組みを整えていただきたいと思います。

ケアマネジャーの資格を取得しても介護職員のまま現場で働いている方が多くいます。研修をきっかけに介護の仕事に就いた人を育てることは、有資格者がケアマネジャーとして働くことを選択することにもつながると考えます。

労力がかかりますが、未経験で介護分野に参入した方をコツコツ育てていくことは、すごく大切なことだと思います。人材を確保し、育成していく仕組みを皆さんと一緒に考えていきたいと思っていますのでよろしく願いいたします。

【委員】

介護職員の処遇改善加算については、ケアマネジャーは対象外となっています。以前は介護職のキャリアアップとしてケアマネジャーを目指すことが多かったのですが、介護職員の処遇改善が進み、介護職員のままの方が賃金が高いうえに、ケアマネジャーとなると苦労も多くなるので、資格を取ってもケアマネジャーにならない方が増えているという現状があります。

【委員】

医療分野では、医師事務作業補助体制加算という制度があり、医師の事務作業の負担軽減の取り組みが進んでいます。ケアマネジャーを増やすことに限界があるならば、事務作業補助者という制度を設け、ケアマネジャー不足に対応する方策もあると思います。

【会長】

ケアマネジャーの確保については、いくつか論点が出されたと思いますので、今後も議論していきたいと思います。

3 閉会

【会長】

次回日程等について、事務局よりお願いします。

【事務局】

<次回の開催予定の連絡>

【高齢施策担当部長】

本日も様々なご意見ありがとうございました。皆様の実感に基づいたご意見を、支援が必要な方への支援に生かしていきたいと思います。

元気な方は元気なままで、必要な方についてはサービスを十分使って暮らしていただくためにも、在宅サービスと施設サービスを両輪とし、高齢者の方々の地域での暮らしを考えていきたいと思えます。

今後とも皆様の貴重なご意見を伺わせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】

これをもちまして、第8回練馬区介護保険運営協議会を閉会します。